

愛岐ヶ丘自治会 地域支え愛活動“笑顔” 会則

1. 名称

本会の名称は、愛岐ヶ丘自治会 地域支え愛活動“笑顔”と称する。

2. 事務所

事務所は、「愛岐ヶ丘ふれあいセンター」に置く。

3. 目的

本会は、地域の高齢者が住み慣れた地域で継続的に安心して生活できるよう、高齢者への営利を目的としない日常生活支援や介護予防等に寄与する自主的な活動として、可児市地域支え合い活動助成制度に規定された活動の実施を目的とする。

具体的な活動目的は、下記とする。

対象活動① サロン運営（誰でも参加できるサロンの開催）

対象活動② 生活支援（買い物代行、ごみ出し支援、資源回収、枝の剪定など日常生活のちょっとした困り事の手助け、移動同行支援）

対象活動③ 安否確認、見守り活動（安心して暮らせるよう、日常的な見守り活動）

4. 組織

組織として、下記の会を置く。また、組織図を第1図に示す。

(1) 上記3. 対象活動①、対象活動②、対象活動③を目的とする会「支え愛の会」

(2) 上記3. 対象活動①を目的とする会「集いの会“笑顔”」、「木曜ひろば」、「サロン愛愛」

5. 会のスタッフ（サービス提供・活動を行う従事者）

スタッフは、会の目的に賛同したものとする。

6. 役員

役員として、下記を置くものとする。

(1) 全体の代表 1名

(2) 各会には、各々に会長 1名、書記 及び 会計 若干名を置く。

必要によりリーダーを置くことができる。なお、各々の会の役員は、各会の実状に合わせて選出する。欠員の場合も同様とする

(3) 代表は、各会の役員の選任により選出する。途中で退任して、欠員となった場合は、前記と同様の選任により選出するものとし、任期は残り期間とする。

(4) 任期は、1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、再任は妨げない。

7. 役員会及び各会の会議

役員会及び各会の会議は、代表または会長の責任において開催し、必要事項を決定する。

(1) 定期役員会は、毎期4月に開催し、役員の過半数の出席をもって成立する。

(2) 議決は、出席役員の過半数の賛成をもって決する。

(3) 臨時役員会も同様とする。

(4) 各会の会議もこれに準ずるものとする。

(5) 役員会での決定事項は会長の責任において各会スタッフに周知する。

8. 運営

(1) 運営は、原則として会の参加者（スタッフを含めてもよい）から徴収する会費、利用料及び可児市地域支え合い活動助成金、その他助成金を持って行う。

(2) 運営会計は各会で管理する。

9. 会計年度

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

10、退会及び解散

- (1) スタッフは会長に申し出ることによって自由に退会できる。
- (2) スタッフの減少により会の維持が困難になった場合は、スタッフの3分の2以上の賛成により解散することができる。また、地域支援愛活動“笑顔”そのものについては、役員会により同様に解散できるものとする。

(附則)

この会則は、令和 3年7月1日より施行する。 沿革

平成29年	4月	1日	制定
平成30年	4月	1日	改定
令和 元年	7月	31日	改定
令和 2年	8月	31日	改定
令和 3年	1月	31日	改定
令和 3年	6月	30日	改定

組織図 (第1図)

